

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和5年7月18日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー伊万里店

佐賀県伊万里市松島町字一本松9番1の一部 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市西中新田297番地1

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

マミーズ株式会社

代表取締役 大賀昭司

福岡県柳川市筑紫町334番地16

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月1日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,863平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 、 139台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

A棟南側 、 82台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟東側 、 104平方メートル

B等西側 、 50平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟内北側 、 16.78立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

建物敷地南側及び西側3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和5年6月30日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和5年7月18日から

令和5年11月18日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。